

雲仙岳砂防指定地利活用に関する基本的考え方

雲仙岳砂防指定地における砂防事業は、水無川と中尾川において雲仙普賢岳から流出する土石流に対処し、周辺地域の安全性を確保するために重要な役割を果たしています。一方で、良好な自然環境を有する砂防指定地は、地域住民の方々から地域の復興・振興に役立てるよう利活用ニーズが高まっています。

この恵まれた環境を活かし、訪れる人々が安全、安心、快適に砂防指定地内を利活用できるように「利活用計画まとめ図」と「雲仙岳砂防指定地利活用に関する基本的考え方」を定めました。

平成26年4月

島原市
南島原市
長崎県 島原振興局
国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所

◆砂防指定地内の利活用にあたっての入域に関する基本的事項

1. 雲仙岳砂防指定地の利活用は、原則として、「自己責任」に基づく利用です

雲仙岳砂防指定地の利活用は「自己責任」に基づき、安全対策の徹底とマナーの遵守を前提とした利活用としています。

2. 雲仙岳砂防指定地の利活用にあたっては、自由に砂防指定地に入ってよい区域と入域規制がおこなわれている区域があります

自由に砂防指定地内に入ってよい自由入域の区域と施錠や立入禁止看板等により立ち入りが規制された入域規制の区域があります。

3. 利用の内容によって事前届出が必要です

自由入域の区域は事前届出の必要がありませんが、入域規制されている区域の利用にあたっては、土石流等が発生した場合の安否確認、連絡先などを確認するために、雲仙復興事務所へ事前に「砂防指定地入域届出書」の提出が必要です。

4. 降雨時および地震発生時には、砂防指定地内に立ち入らないでください

降雨時には土石流が発生するおそれがあります。大雨に関する情報が出された場合および地震が起きた場合は、砂防指定地内に立ち入らないでください。なお、利用中においては速やかに退避してください。

5. 立入禁止看板や注意喚起看板をご確認ください

砂防指定地内および周辺の立入禁止看板や注意喚起看板が設置されている箇所においては、看板をご確認のうえ、安全に十分注意してください。

6. 砂防指定地内にゴミ等を捨てないでください

砂防指定地内のゴミ等の持ち帰りをお願いします。なお、不法投棄物や不法投棄する者を見た場合は、警察または関係行政機関への連絡をお願いします。

◆雲仙砂防指定地内の利活用ルール

1. 利活用の可能な範囲をご確認ください

利活用の入域可能範囲は、次のとおりです。

	入域規制	自由入域
水無川	上流	下流 (水無川1号砂防堰堤より下流)
中尾川	上流	下流 (六ツ木橋より下流)

※災害対策基本法第63条に基づき設定されている警戒区域内は、原則として立入禁止

2. 見学等を希望される方へ

入域規制のある区域の見学等については、事前に雲仙復興事務所まで「砂防指定地入域届出書」を提出していただく必要があります。

- 砂防施設の見学・・・雲仙復興事務所
※個人での見学および利益が発生する場合は対応できません
- ジオサイトの見学・・・島原半島ジオパーク協議会（雲仙岳災害記念館内）
※ジオサイト見学の場合は、島原半島ジオパーク協議会で入域手続きを行います

入域にあたっては、ヘルメットの着用および専門の引率者やガイド等の随行を原則とします。

3. 車の乗り入れについて

指定された場所以外の車の乗り入れはご遠慮下さい。



◎砂防施設の見学に関する問い合わせ
国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所 TEL 0957-64-4171

◎ジオサイトの見学に関する問い合わせ
島原半島ジオパーク協議会（雲仙岳災害記念館内） TEL 0957-65-5540

公表用資料

位置図

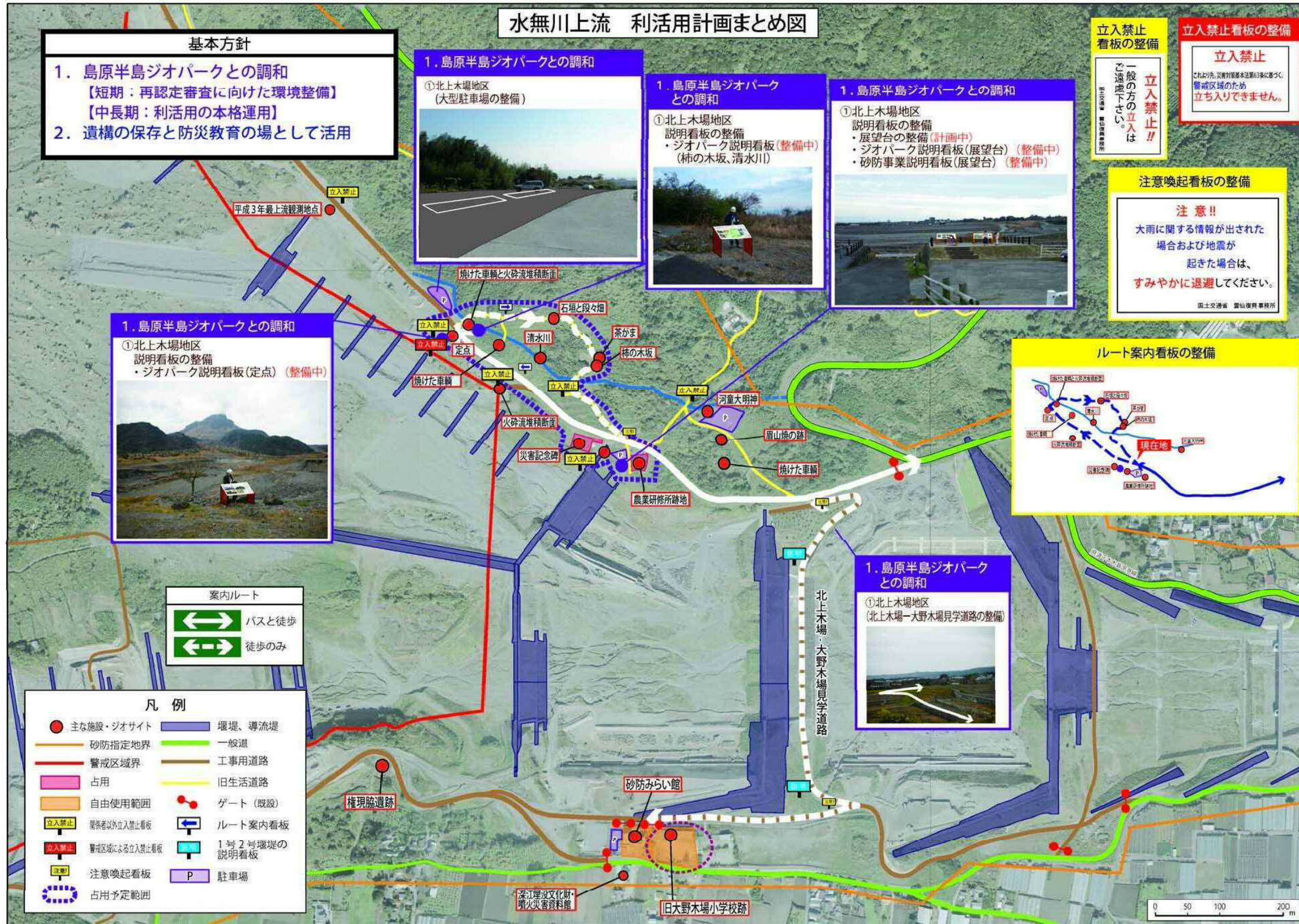
凡例

-  : 砂防指定地
-  : 雲仙岳警戒区域



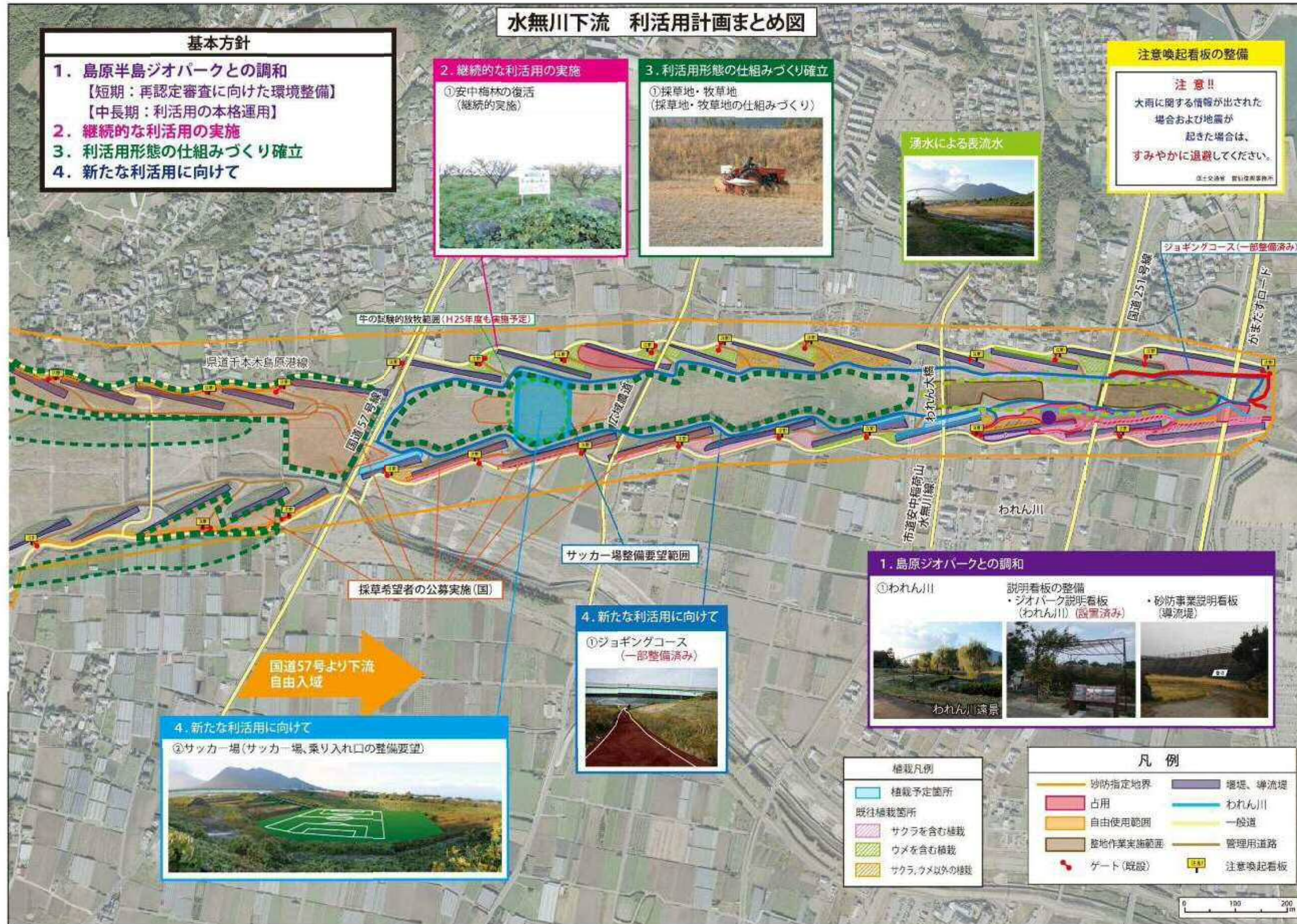
公表用資料

水無川上流地区 利活用計画まとめ図



※現時点（平成26年4月）の構想であり、今後変更の可能性有り

水無川下流地区 利活用計画まとめ図



※現時点（平成26年4月）の構想であり、今後変更の可能性有り

公表用資料

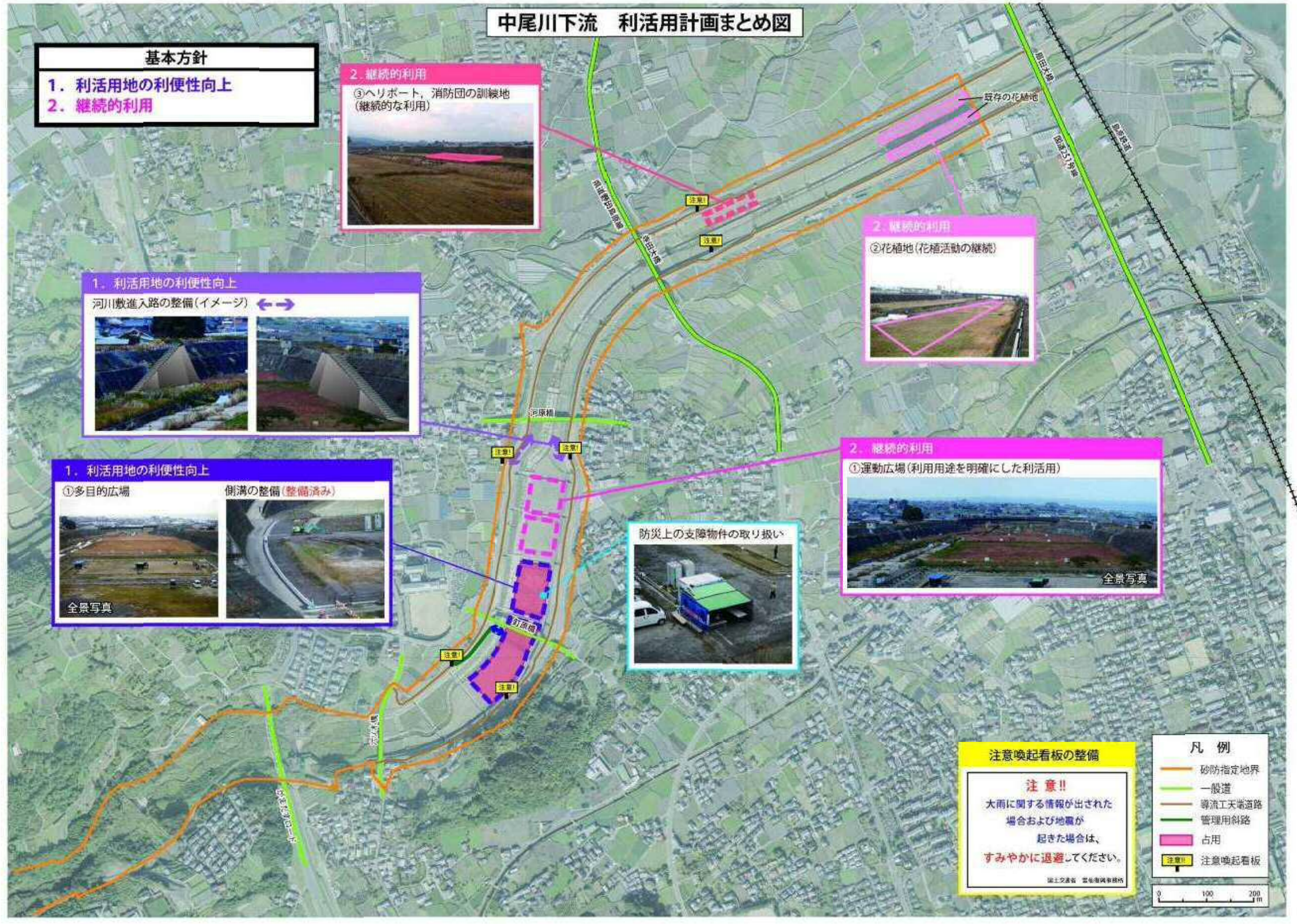
中尾川上流地区 利活用計画まとめ図



※現時点（平成26年4月）の構想であり、今後変更の可能性有り

公表用資料

中尾川下流地区 利活用計画まとめ図



※現時点（平成26年4月）の構想であり、今後変更の可能性有り